教職第283号

令和４年６月28日

ふるさと振興部学事振興課総括課長　様

教育委員会事務局教職員課総括課長

「岩手県教育職員免許状に関する規則において別に定めることとした様式について」の通知の一部改正について（通知）

標記通知（平成21年３月31日付け教職第1050号）の一部を下記のとおり改正しましたので通知します。

つきましては、貴所管の私立学校等へ周知くださいますようお願いします。

記

１　改正の趣旨

岩手県教育職員免許状に関する規則（昭和30年岩手県教育委員会規則第１号）の一部改正に伴い、免許更新に係る様式を削るとともに、併せて所要の整備を行うものであること。

２　改正の内容

　　別添新旧対照表のとおり。

３　施行日

　　令和４年７月１日

４　その他

　　施行日以後、県ホームページに掲載予定であること。

『トップページ⇒教育・文化⇒教育⇒教育一般⇒教育行政⇒規則や訓令の規定に基づく様式』

担当：免許担当　姉帯

TEL 019-629-6124 FAX 019-629-6134